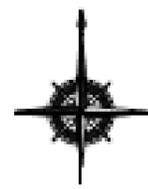
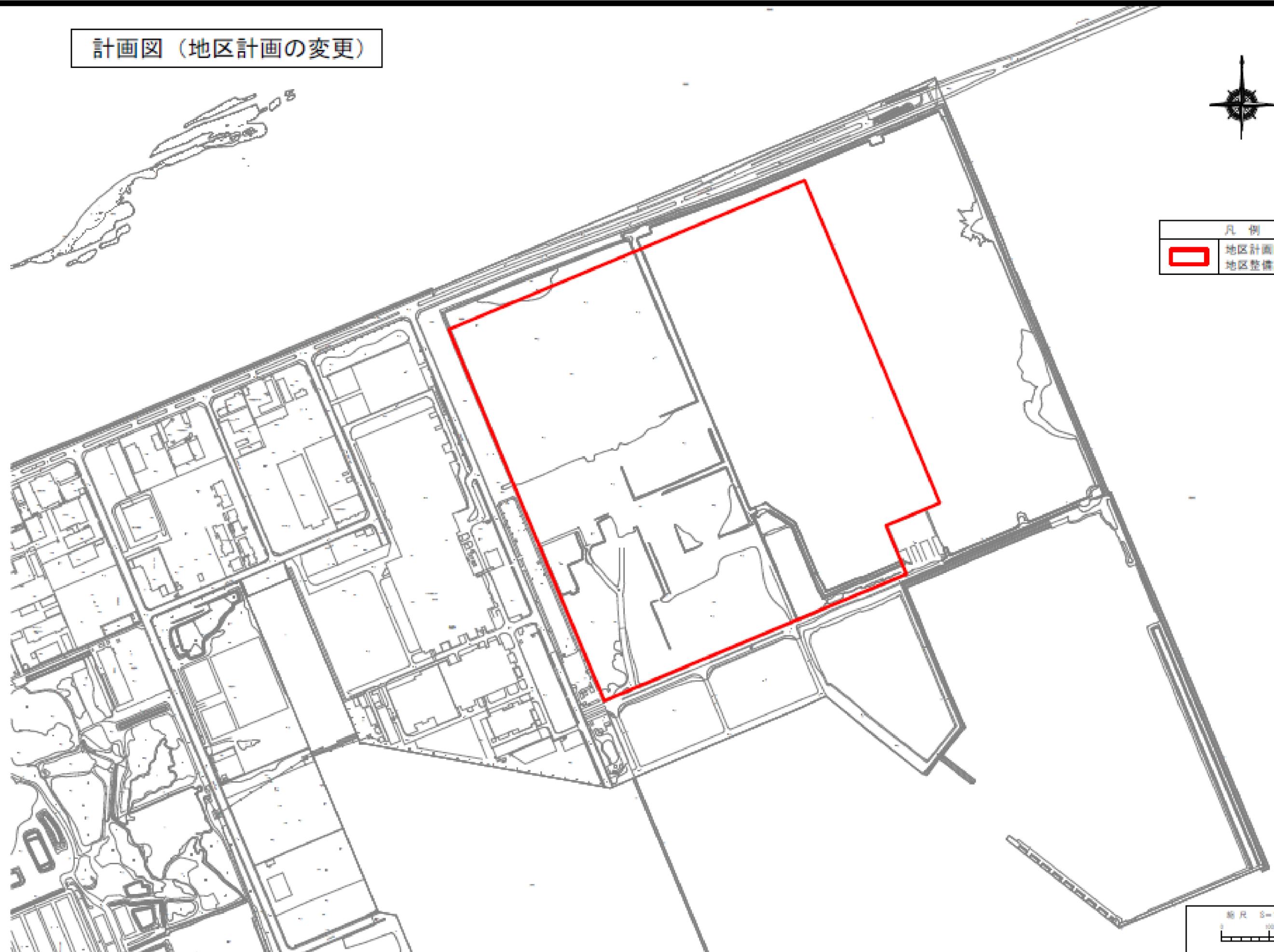


計画図（地区計画の変更）



凡例	
	地区計画区域及び 地区整備計画区域



北九州広域都市計画地区計画の変更（苅田町決定）

都市計画新松山臨海工業団地地区計画を次のように変更する。

名 称	新松山臨海工業団地地区計画
位 置	苅田町新松山一丁目及び二丁目の各一部
面 積	約 66.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、町北端部に位置し、北九州空港及び東九州自動車道苅田北九州空港インターチェンジの近接地であるという地理的な好条件を生かし、福岡県が苅田港港湾計画に基づき苅田港新松山地区の一部として造成した工業団地である。</p> <p>また、苅田町都市計画マスタープランでは、『新規産業拠点』として位置付け、既存産業との連携や交通拠点を生かした新たな産業地の形成を図っていくこととしている。</p> <p>本地区計画は、このような土地利用への適正な誘導を行い、臨空・臨海型産業が集積する力強い産業群の形成を図るとともに、周辺既存工場の操業環境の保全及び町の空の玄関（北九州空港からの町の導入部）にふさわしい良好な景観の形成を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>建築物等の形態又は意匠、垣又は柵の構造及び敷地の緑化に配慮した、環境・景観に優れた臨空・臨海型の工業団地としての土地利用を推進する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、また、これらを達成するため、敷地面積の最低限度、形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限及び緑化率の最低限度を定める。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	敷地面積の最低限度	200 m ²
		形態又は意匠の制限	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、原色を避け、低彩度の落ち着いたものとする。</p> <p>(2) 屋外に設置する室外機等の建築設備は、原則として、露出せず、やむを得ず露出する場合は、目隠しを設置し、又は建築物と一体となったデザインを施すものとする。</p> <p>(3) 屋外広告物は、自己の用に供するものに限る。また、色彩、大きさ、設置場所等に配慮し、周辺の景観を損なわないものとする。</p>
		垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面する部分の垣又は柵（門柱及び門扉を除く。）は、生け垣、透視可能なフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他の透視不能なものとしてはならない。ただし、1.2m以下のブロック塀その他の透視不能ものを設ける場合であって、道路境界線から1m以上後退し、その後退部分を緑化するときは、この限りでない。</p>
		緑化率の最低限度	12%

「区域は計画図表示のとおり」
理由 別紙のとおり

理由書

本地区は、町北端部に位置し、北九州空港及び東九州自動車道苅田北九州空港インターチェンジの近接地であるという地理的な好条件を生かし、福岡県が苅田港港湾計画に基づき苅田港新松山地区の一部として造成した工業団地である。

また、苅田町都市計画マスタープランでは、『新規産業拠点』として位置付け、既存産業との連携や交通拠点を生かした新たな産業地の形成を図っていくこととしている。

そこで、このような土地利用への適正な誘導を行い、臨空・臨海型産業が集積する力強い産業群の形成を図るとともに、周辺既存工場の操業環境の保全及び町の空の玄関（北九州空港からの町の導入部）にふさわしい良好な景観の形成を図ることを目標に地区計画を定めた。

今回の地区計画の変更は、新たな工業団地の整備に伴い、臨空・臨海型産業の集積を図るため、区域区分及び用途地域の変更と併せて、本地区計画の区域を変更するものである。